

交通安全だより

二本松警察署 交通課

2022年10月1日 発行

今月の行事

- 1日(土)・・・交通事故ゼロ・歩行者優先の日
- 15日(土)・・・シルバー交通安全の日
- 16日(日)・・・交通安全話し合いの日
- 21日(金)・・・あかりの日
竹を使って白熱電球を完成させた日
- 23日(日)・・・踏切事故防止の日
- 31日(日)・・・ハロウィーン



アルコール検知だけでは 飲酒運転はゼロにできない

本年4月1日から安管事業所でも酒気帯びチェックとその記録が義務づけられました。しかし、運転前・運転後のチェックだけで、飲酒運転根絶はなかなか実現しません。多量飲酒の習慣のある人は、前夜のお酒が体内に残っている状態でマイカー通勤して、酒気帯び運転が発覚することがあります。また、アルコール依存症にかかっている人は、家族や同僚に隠れて昼間からお酒を飲む場合が多く、工作中的の休憩時などにコンビニでお酒を購入して、運転中に飲酒することもあります。飲酒運転への規制が厳しくなったこの時期をチャンスと捉えて、**飲酒運転根絶に向けた飲酒教育・啓発活動を強化**願います。



二輪車の事故に注意！

二輪車の事故で特に注意が必要なのは、「出会い頭の事故」と「右折対直進の事故」。二輪車は機動性がありますが、車の間を縫って走ったり、ジグザグ運転、無理な追越しや割り込みをしたりする運転は極めて危険です。運転に自信があっても、手軽な乗り物と気を許さず、自分の運転を見直して、慎重に運転しましょう。また、重大事故を防ぐためには、ヘルメットのご紐をしっかりと装着し、胸部プロテクター等の着用にも努めてください。楽しいツーリングのために、安全運転を心掛けましょう。



安全運転管理に対する罰則強化

2021年6月に八街市で発生した飲酒運転によるトラックの交通事故を踏まえて、安全運転管理者未選任事業所などへの措置が厳しくなります。道路交通法の一部が改正され、安全運転管理者等選任義務違反、副管理者の選任義務違反、安全運転管理者の解任命令違反の罰則が、改正前の「5万円以下の罰金」から「**50万円以下の罰金**」と大幅に強化されます。(2022年10月1日施行)

また、安全運転管理者が業務を行うための必要な権限などが付与されていないため安全運転が確保されていないと認められる場合は、自動車の使用者に対して、是正のための必要な措置命令を出すという規定が道路交通法に新設されます。

この「**是正措置命令**」に違反した場合も、**50万円以下の罰金**が科せられます。

このほか、安全運転管理者等の選任や解任を行った場合、自動車の使用者は**公安委員会へ15日以内に届け出る義務**がありますが、届出を怠った自動車の使用者に対する罰則も「2万円以下の罰金または科料」から「**5万円以下の罰金**」に引き上げられます。



- 夜間歩くときは、運転者から見えやすいように、明るい目立つ色の衣服を着用したり、靴、衣服、カバン、つえなどに反射材用品等を付けたりするようにしましょう。
- 10月11日～20日までの10日間、「全国地域安全運動」を実施します。
- 10月1日(土)の日の入りは、「午後5時22分」です。早めの前照灯点灯で交通事故を防止しましょう。

令和4年 秋祭りに伴う交通規制の実施

新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い秋祭りなどが自粛されてきましたが、感染防止対策を講じた上で開催が予定され、市内各地で交通規制が行われます。特に須賀川二本松線、二本松駅前付近等は時間帯によって大幅な交通規制が実施され混雑が予想されます。現地の交通誘導員の指示にご協力をお願いします。

